

# あやべにぎわいづくり補助金交付要領

## 1 趣旨

この要領は、にぎわいと活力を生み出し地域を活性化させるため、市民団体等が自ら企画・実施するイベント等に対し交付する「あやべにぎわいづくり補助金」について、綾部市団体事業補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。

## 2 補助対象団体

次の要件をすべて満たし、市長が適当と認めた団体とします。

- ① 市民等が主体的に参画する非営利団体（市民団体等）であること
- ② 特定の政治・宗教・思想等に関わる団体、暴力団の統制下にある団体でないこと
- ③ 営利または構成員の互助を主たる目的とする団体でないこと

## 3 補助対象事業

次の要件をすべて満たし、市長が適当と認めた事業とします。

- ① 平和や環境、文化やスポーツ、地域資源などを活用した、地域・市民が元気になる事業
- ② 市民団体等が実施するもので、広く市民等が参加できる事業
- ③ 直接、間接問わず、綾部市の他の補助金等の交付を受けない事業
- ④ 令和7年3月31日までに実施される事業

(例)・音楽イベント、花まつり、農業体験イベント、  
・スポーツ大会、文化展、講演会、文化公演、健康イベント など  
・その他、市民団体等からの提案を受け付け、審議します。

### ✖ 補助対象外となる事業の例

- × 市外で実施する事業
- × 特定の人や会員など、限られた人のみを対象とする事業
- × 記念誌の発行のみを主たる目的とする等、にぎわいの創出につながらない事業
- × 特定の政治・宗教・思想等に関わる事業 など

## 4 補助金の額等

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（千円未満端数切り捨て）、1件当たり200千円を上限とし、予算の範囲内で交付します。

## 5 補助対象経費

補助対象となる経費及びならない経費は別紙のとおりです。

なお、交付決定後の事業着手が原則ですが、あらかじめ指令前着手届を提出することにより、交付決定前の着手は可能で、着手日以降の支出についても補助対象となります。ただし、交付決定とならなかった場合は、補助金の交付は受けられませんので、注意してください。

## 6 申請受付

随時

## 7 提出書類

申請等については、綾部市団体事業補助金等交付規則に基づく必要書類を提出してください。

### ○申請時

- ・補助金等交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）、  
収支予算書（様式第4号）、団体の構成員がわかる書類（別添参考様式）  
その他参考となるべき書類

### ○事業完了時

- ・実績報告書（様式第10号）、事業実績書（様式第2号）、  
収支計算書（様式第4号）

## 8 交付決定

交付申請事業について審議し、交付決定の可否について通知します。

## 9 その他

○補助金は事業が完了した後において交付します。ただし、概算交付の必要を認めるときは、交付決定額の8割以内において一括又は分割して補助金の概算交付をすることができます。

○申請は同一年度内に一団体当たり一回限りとなります。

〈お問い合わせ〉  
企画総務部 企画政策課 電話：0773-42-4215（直通）  
Mail：kikakuseisaku@city.ayabe.lg.jp